



令和元年

第4回市議会（定例会）

議案 1

（議第36号～議第44号）

荒尾市

令和元年第4回荒尾市議会（定例会）議案1 目次

議案番号	件名	ページ
議第36号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1
議第37号	荒尾市自殺対策委員会条例の制定について	15
議第38号	荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	19
議第39号	荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正について	23
議第40号	荒尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	27
議第41号	荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	31
議第42号	荒尾市水道条例及び荒尾市下水道条例の一部改正について	35
議第43号	荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について	39
議第44号	字の区域の変更について	45

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う
関係条例の整備に関する条例の制定につい
て

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関
する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月13日提出

荒尾市長 浅田敏彦

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う
関係条例の整備に関する条例

別紙添付

提案理由

消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、本市条
例に規定する使用料等を改定したいからである。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う

関係条例の整備に関する条例

(荒尾総合文化センター条例の一部改正)

第1条 荒尾総合文化センター条例(昭和60年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表(1)を次のように改める。

(1) ホール使用料

区分			9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	冷暖房使用料1時間につき
			円	円	円	円	円	円	円
平日	大ホール	入場料を徴収しない場合	15,830	26,400	36,950	42,230	63,350	79,200	6,810
		最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合	18,990	31,670	44,340	50,680	76,020	95,020	6,810
		最高額が1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	23,750	39,600	55,430	63,350	95,030	118,800	6,810
		最高額が2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	28,490	47,510	66,520	76,020	114,040	142,540	6,810
		最高額が3,000円を超える入場料を徴収する場合	31,670	52,800	73,910	84,470	126,710	158,400	6,810
小ホール	大ホール	入場料を徴収しない場合	5,270	9,230	11,870	14,510	21,110	26,400	3,190
		最高額が1,000円以下の入場	6,330	11,080	14,240	17,410	25,340	31,670	3,190

		料を徴収する 場合							
		最高額が1,000 円を超え2,000 円以下の入場 料を徴収する 場合	7,910	13,850	17,810	21,770	31,670	39,600	3,190
		最高額が2,000 円を超え3,000 円以下の入場 料を徴収する 場合	9,500	16,630	21,370	26,130	38,010	47,510	3,190
		最高額が3,000 円を超える入 場料を徴収す る場合	10,550	18,470	23,750	29,030	42,230	52,800	3,190
土 曜 日 ・ 日 曜 日 及 び 休 日	大 ホ ー ル	入場料を徴収 しない場合	18,990	31,670	44,340	50,680	76,020	95,020	6,810
		最高額が1,000 円以下の入場 料を徴収する 場合	22,790	38,000	53,200	60,790	91,200	114,000	6,810
		最高額が1,000 円を超え2,000 円以下の入場 料を徴収する 場合	28,490	47,510	66,500	76,020	114,030	142,530	6,810
		最高額が2,000 円を超え3,000 円以下の入場 料を徴収する 場合	34,200	57,010	79,810	91,210	136,830	171,040	6,810
			最高額が3,000 円を超える入 場料を徴収す る場合	38,000	63,350	88,680	101,360	152,040	190,050
	小 ホ	入場料を徴収 しない場合	6,330	11,080	14,240	17,410	25,340	31,670	3,190

一 ル	最高額が1,000円以下の入場料を徴収する場合	7,590	13,290	17,100	20,900	30,400	38,000	3,190
	最高額が1,000円を超え2,000円以下の入場料を徴収する場合	9,500	16,620	21,370	26,120	38,000	47,500	3,190
	最高額が2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収する場合	11,400	19,940	25,640	31,350	45,600	57,010	3,190
	最高額が3,000円を超える入場料を徴収する場合	12,670	22,160	28,500	34,840	50,680	63,350	3,190

別表(2)の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分		9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで	冷暖房使用料1時間につき
		円	円	円	円	円	円	円
楽屋	大ホール	520	780	1,030	1,300	1,830	2,350	130
	小ホール	520	780	1,030	1,300	1,830	2,350	130
練習室	1	760	1,050	1,540	1,830	2,610	3,380	220
	2	610	910	1,230	1,530	2,140	2,770	150
	3	760	1,050	1,540	1,830	2,610	3,380	220
会議室	1	1,170	1,840	2,360	3,020	4,210	5,370	250
	2	1,170	1,840	2,360	3,020	4,210	5,370	250
	3	1,570	2,360	3,150	3,950	5,540	7,100	150
	4	780	1,170	1,570	1,960	2,760	3,530	150
ギャラリー		1,230	2,150	2,780	3,400	4,950	6,180	430
ホワイエ(ホワイエのみの場合)		2,450	4,140	5,540	6,610	9,680	12,150	1,360
アートフォーラム		200	300	520	520	830	1,030	—
多目的ルーム		780	1,170	1,570	1,960	2,760	3,530	150

(荒尾市潮湯条例の一部改正)

第2条 荒尾市潮湯条例(昭和46年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「100円」を「110円」に、「200円」を「220円」に改める。

(荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例の一部改正)

第3条 荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例(平成6年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「8円64銭」を「8円80銭」に、「864円」を「880円」に、「463円」を「471円」に、「308円」を「314円」に、「154円」を「157円」に、「411円」を「419円」に、「1,338円」を「1,361円」に、「446円」を「454円」に、「185円」を「188円」に改める。

(荒尾市働く女性の家条例の一部改正)

第4条 荒尾市働く女性の家条例(昭和58年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「108円」を「110円」に、「520円」を「530円」に、「324円」を「330円」に改める。

(荒尾市地域産業交流支援館条例の一部改正)

第5条 荒尾市地域産業交流支援館条例(平成11年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円
432	324
216	108
216	108
432	108
432	324
324	108
216	108
864	108
432	324
324	108
216	108
432	108

「

円	円
440	330
220	110
220	110
440	110
440	330
330	110
220	110
880	110
440	330
330	110
220	110
440	110

」を ）」に改

める。

（荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「200円」を「210円」に改める。

（荒尾市万田炭鉱館条例の一部改正）

第7条 荒尾市万田炭鉱館条例（平成26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

432円	324円
324円	108円
216円	108円

「

440円	330円
330円	110円
220円	110円

」を ）」に改

める。

（荒尾市都市公園条例の一部改正）

第8条 荒尾市都市公園条例（昭和47年条例第8号）の一部を次

のように改正する。

別表第3(1)の表中

「

円	円	円	円
4,860	4,860	9,720	970
6,170	6,170	12,340	1,230
9,720	9,720	12,960	1,620
12,340	12,340	16,450	2,050
22,680	22,680	29,160	3,240
28,800	28,800	37,020	4,110
16,200	19,440	25,920	1,620
20,570	24,680	32,910	2,050
48,600	48,600	81,000	3,240
61,710	61,710	102,850	4,110

」を

「

円	円	円	円
4,950	4,950	9,900	990
6,280	6,280	12,570	1,250
9,900	9,900	13,200	1,650
12,570	12,570	16,760	2,090
23,100	23,100	29,700	3,300
29,330	29,330	37,710	4,190
16,500	19,800	26,400	1,650
20,950	25,140	33,520	2,090
49,500	49,500	82,500	3,300
62,850	62,850	104,760	4,190

」に、「2

00円」を「210円」に、「2,000円」を「2,100円」に改める。

別表第3(2)の表中

「

200	100
3,240	1,620
4,110	2,050

「

210	100
3,300	1,650
4,190	2,090

」を

」に改

める。

別表第3(3)の表中

「

200	100
640	320
820	410

「

210	100
660	330
830	410

」を

」に改

める。

別表第3(4)の表中「200」を「210」に、

「

円	円
38,880	22,680
25,920	16,200

「

円	円
39,600	23,100
26,400	16,500

」を

」に改

める。

別表第3(5)の表中

「

円	円	円	円
4,860	4,860	9,720	970
6,170	6,170	12,340	1,230

」を

「

円	円	円	円
4,950	4,950	9,900	990
6,280	6,280	12,570	1,250

」に、「2

00円」を「210円」に、「2,000円」を「2,100円」に改める。

別表第3(6)の表中「210円」を「220円」に、「270円」を「280円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「540円」を「550円」に、「1,380円」を「1,410円」に、「690円」を「710円」に改める。

別表第3(7)の表中

「

円	円	円
2,160	2,160	4,320
2,770	2,770	5,550

」を

「

円	円	円
2,200	2,200	4,400
2,820	2,820	5,650

」に改める。

別表第3(8)の表中「

110円	110円	210円
140円	140円	270円
1,080円	1,080円	2,160円
1,380円	1,380円	2,770円

」

を「

110円	110円	220円
140円	140円	280円
1,100円	1,100円	2,200円
1,410円	1,410円	2,820円

」に改める。

別表第3(9)の表中「210円」を「220円」に、「270円」を「280円」に改める。

別表第3(10)の表中

「

210	110
270	140
1,080	540
1,380	690
210	110
270	140
430	210
550	270
2,160	1,080
2,770	1,380

「

220	110
280	140
1,100	550
1,410	710
220	110
280	140
440	220
560	280
2,200	1,100
2,820	1,410

」を

」に改

める。

別表第3(11)の表中

「

円	円	円	円
4,860	4,860	9,720	970
6,170	6,170	12,340	1,230
9,720	9,720	12,960	1,620
12,340	12,340	16,450	2,050
22,680	22,680	29,160	3,240
28,800	28,800	37,020	4,110
16,200	19,440	25,920	1,620
20,570	24,680	32,910	2,050
48,600	48,600	81,000	3,240
61,710	61,710	102,850	4,110

」を

「

円	円	円	円
4,950	4,950	9,900	990
6,280	6,280	12,570	1,250
9,900	9,900	13,200	1,650
12,570	12,570	16,760	2,090
23,100	23,100	29,700	3,300
29,330	29,330	37,710	4,190
16,500	19,800	26,400	1,650
20,950	25,140	33,520	2,090
49,500	49,500	82,500	3,300
62,850	62,850	104,760	4,190

」に、「2

00円」を「210円」に、「2,000円」を「2,100円」に改める。

別表第3(12)の表中

「

2,050円	2,050円	510円
2,570円	2,570円	660円

」を

「

2,090円	2,090円	520円
2,610円	2,610円	680円

」に、「200円」を

「210円」に、「2,000円」を「2,100円」に改める。

(荒尾市公民館条例の一部改正)

第9条 荒尾市公民館条例(昭和48年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「240円」を「250円」に、「520円」を「530円」に、「340円」を「350円」に、「620円」を「630円」に改める。

(荒尾市学校体育館使用料条例の一部改正)

第10条 荒尾市学校体育館使用料条例（昭和42年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表1中「2, 160円」を「2, 200円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「4, 320円」を「4, 400円」に、「9, 720円」を「9, 900円」に、「640円」を「660円」に改める。

別表2中「210円」を「220円」に改める。

（荒尾市地域体育館条例の一部改正）

第11条 荒尾市地域体育館条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「2, 160円」を「2, 200円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「4, 320円」を「4, 400円」に、「9, 720円」を「9, 900円」に、「640円」を「660円」に改める。

別表第2中「210円」を「220円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条、第4条、第5条及び第7条から第11条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る使用料等について適用し、施行日前の申請に係る使用料等については、なお従前の例による。

- (1) 荒尾総合文化センター条例
- (2) 荒尾市働く女性の家条例
- (3) 荒尾市地域産業交流支援館条例
- (4) 荒尾市万田炭鉱館条例
- (5) 荒尾市都市公園条例
- (6) 荒尾市公民館条例
- (7) 荒尾市学校体育館使用料条例

(8) 荒尾市地域体育館条例

- 3 第3条の規定による改正後の荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例の規定は、施行日以後に行う一般廃棄物の処理に係る手数料について適用する。ただし、同条の規定による改正前の荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例に規定する手数料の額が表示されている市長が指定するごみ袋及び市長が指定する粗大ごみ排出用シールについては、なお従前の例による。

荒尾市自殺対策委員会条例の制定について

荒尾市自殺対策委員会条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月13日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市自殺対策委員会条例

別紙添付

提案理由

荒尾市自殺対策計画の策定等に関する委員会を設置したいからである。

荒尾市自殺対策委員会条例

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく荒尾市自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定及び変更並びに自殺対策推進に必要な事項について調査審議を行うため、荒尾市自殺対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 自殺対策の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は

委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部改正について

荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように
改正するものとする。

令和元年6月13日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

職員の時間外勤務に関し、国に準じて所要の改正を行いたいから
である。

荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例

荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正について

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年6月13日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を改正する条例
別紙添付

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長等の報酬額を改定したいからである。

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を改正する条例

荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例（昭和24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1報酬の額の項選挙従事者の欄を次のように改める。

選挙長	10,800円
投票所の投票管理者	12,800円
期日前投票所の投票管理者	11,300円
開票管理者	10,800円
選挙立会人	8,900円
投票所の投票立会人	10,900円
期日前投票所の投票立会人	9,600円
開票立会人	8,900円
投票箱送致立会人	1,500円
指定病院等の不在者投票における外部立会人	10,900円

別表第1備考4中「第48条の2第3項の規定」を「第48条の2第6項」に改め、同表備考4(1)中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表備考4(2)中「9,500円」を「9,600円」に改め、同表備考5中「10,700円」を「10,900円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部改正について

荒尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年6月13日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の改正に伴い、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部を改正する条例

荒尾市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例等の一部改
正について

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和元年6月13日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

別紙添付

提案理由

学校教育法の改正による専門職大学の制度化に伴い、本市条例に
規定する各資格要件について所要の改正を行うものである。

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

(荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正)

第1条 荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例(平成26年条例第29号)の一部を次のよう
に改正する。

第10条第3項第5号中「者」の次に「(当該学科又は当該課
程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した
者を含む。)」を加える。

(荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例の
一部改正)

第2条 荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する
条例(平成6年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第6号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門
職大学の前期課程(以下この号及び次号において「専門職大学前
期課程」という。)を含む。)」を、「卒業した」の次に「(専門職
大学前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、同条第7号中「短
期大学」の次に「(専門職大学前期課程を含む。)」を、「卒業した」
の次に「(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)」を加え
る。

(荒尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第3条 荒尾市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準
並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年条例
第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大
学の前期課程(以下この条及び次条において「専門職大学前期課
程」という。)を含む。)」を、「卒業した」の次に「(専門職大学
前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、同条第6号中「よる」

を「基づく」に、「あつては」を「ついては」に改める。

第4条第2号中「修めて卒業した」の次に「(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、「あつては」を「ついては」に改め、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同条第4号中「卒業した」の次に「(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)」を加え、「あつては」を「ついては」に改め、「同条第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市水道条例及び荒尾市下水道条例の
一部改正について

荒尾市水道条例及び荒尾市下水道条例の一部を次のように改正
するものとする。

令和元年6月13日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市水道条例及び荒尾市下水道条例の
一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、荒尾市
水道条例及び荒尾市下水道条例に規定する使用料等を改定したい
からである。

荒尾市水道条例及び荒尾市下水道条例の
一部を改正する条例

(荒尾市水道条例の一部改正)

第1条 荒尾市水道条例(昭和38年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第27条の表中「1, 134.00円」を「1, 155.00円」に、「156.60円」を「159.50円」に、「194.40円」を「198.00円」に、「216.00円」を「220.00円」に、「626.40円」を「638.00円」に、「118.80円」を「121.00円」に、「5,400.00円」を「5,500.00円」に、「54.00円」を「55.00円」に、「237.60円」を「242.00円」に、「1,998.00円」を「2,035.00円」に改める。

(荒尾市下水道条例の一部改正)

第2条 荒尾市下水道条例(昭和58年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表中「1, 620.00」を「1, 650.00」に、「194.40」を「198.00」に、「210.60」を「214.50」に、「232.20」を「236.50」に、「248.40」を「253.00」に、「21.60」を「22.00」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の荒尾市水道条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるもの(10月検針分)に係る料金については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の荒尾市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定されるもの（10月検針分）に係る使用料については、なお従前の例による。

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部
改正について

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

令和元年6月13日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部
を改正する条例

別紙添付

提案理由

巻き爪の矯正に有効な治療法を導入するとともに、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、使用料等を改定したいからである。

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部
を改正する条例

第1条 荒尾市民病院使用料及び手数料条例（昭和24年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 巻き爪に対するワイヤー治療

ア 初診料	1件につき	3,240円
イ 再診料	1件につき	1,080円
ウ 処置料	1趾 ^し につき	2,160円
エ 材料費（ワイヤー）	1本につき	4,320円

第2条 荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号を次のように改める。

(1) 特別病室使用料

A室	1日につき	6,600円
B室	1日につき	5,500円
C室	1日につき	4,400円
D室	1日につき	2,750円
E室	1日につき	1,650円

(2) 手数料

ア 普通診断書	1通につき	2,200円
イ 死亡診断書	1通につき	3,300円
ウ 死亡診断書写し	1通につき	1,650円
エ 死体検案書	1通につき	5,500円
オ 死体検案料	1件につき	11,000円
カ 就職診断書・身体検査書	1通につき	2,200円
キ 手帳交付用診断書	1通につき	4,400円
ク 年金用診断書	1通につき	4,400円
ケ 生命保険用診断書	1通につき	5,500円
コ 生命保険用診断書（特殊）	1通につき	5,500円

サ	交通事故用診断書	1通につき	5,500円
シ	恩給用診断書	1通につき	5,500円
ス	裁判用診断書	1通につき	6,600円
セ	出産予定証明書	1通につき	1,650円
ソ	出生届	1通につき	1,650円
タ	自賠責保険用明細書	1通につき	5,500円
チ	領収証明書	1通につき	1,100円
ツ	証明書（診断書に準ずる。）	1通につき	2,200円

(3) 保険外併用療養費

ア	初診に係る選定療養費		1,650円
イ	選定療養に係る入院期間が 180日を超えた日以後の入 院に係る特別の料金	当該入院に係る入院基本料の 基本点数の100分の15に相 当する点数により計算される額 に100分の110を乗じ、1 円未満の端数を切り捨てて得た 額	

ウ 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用のうち感染症の予防に適応を持つ医薬品の投与に係るもの

(ア)	イナビル吸入粉末剤20 mg	1処方につき	5,320円
(イ)	リレンザ	1処方につき	3,980円
(ウ)	タミフルカプセル75	1処方につき	3,720円
(エ)	タミフルドライシロップ 3%	1処方につき	3,720円

(4) 分べん料（帝王切開の場合を含む。）

ア	診療時間内	1件につき	150,000円
イ	診療時間外又は休診日	1件につき	160,000円
ウ	多胎	2児目から 1児につき	5割加算

(5) 避妊リング料

ア	挿入	1件につき	38,500円
---	----	-------	---------

イ 抜去	1 件につき	1 6 , 5 0 0 円
ウ 交換	1 件につき	4 9 , 5 0 0 円
(6) 人工妊娠中絶料		
ア 妊娠 1 1 週まで	1 件につき	6 6 , 0 0 0 円
イ 妊娠 1 2 週から 1 5 週まで	1 件につき	7 7 , 0 0 0 円
ウ 妊娠 1 6 週から 2 1 週まで	1 件につき	8 8 , 0 0 0 円
(7) 巻き爪に対するワイヤー治療		
ア 初診料	1 件につき	3 , 3 0 0 円
イ 再診料	1 件につき	1 , 1 0 0 円
ウ 処置料	1 趾 ^し につき	2 , 2 0 0 円
エ 材料費 (ワイヤー)	1 本につき	4 , 4 0 0 円
(8) セカンドオピニオン相談料 (3 0 分につ		7 , 8 4 0 円
他の医療機関において診療を受	き	
けている者又はその家族等が、		
当該診療について主治医以外の		
医師から意見、説明等を聴くた		
めに行う相談に係る使用料をい		
う。)		

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和元年 7 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 1 0 月 1 日から施行する。

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、荒尾市大字野原地区の字の区域を別紙字区域変更調書のとおり変更するものとする。

令和元年6月13日提出

荒尾市長 浅田敏彦

提案理由

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を必要とするからである。

字区域変更調書

番号	変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
①	野原	赤田	772の4の一部、774の2	野原	下赤田
②	野原	巡り	892の3及びこれに隣接する水路である公有地の全部	野原	赤田
③	野原	赤田	767の一部、769の1の一部、770の一部、772の1の一部、772の2の一部、772の3の一部及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部	野原	巡り
④	野原	郷楽	920の一部、921の一部、922の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部	野原	巡り
⑤	野原	赤田	760の一部、761の1の一部、762の一部、763の1の一部、764の一部、767の一部、769の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	野原	郷楽
⑥	野原	赤田	758の3に隣接する道路、水路である公有地の全部	野原	一ノ坂
⑦	野原	赤田	760の一部及びこれに隣接する道路、水路である公有地の一部	野原	繁田
⑧	野原	繁田	956の一部及びこれに隣接する道路、水路である公有地の全部	野原	郷楽
⑨	野原	郷楽	954の2の一部	野原	繁田
⑩	野原	繁田	952に隣接する道路、水路である公有地の一部	野原	郷楽
⑪	野原	郷楽	948の一部、949の一部、950の一部、951の一部、952の一部	野原	繁田
⑫	野原	一ノ坂	715の一部、716の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部	野原	繁田